

北欧諸国の高等教育機関における
意思決定と学生の役割

ストックホルム研究連絡センター

和泉 一義

1.はじめに

近年、「大学改革」という言葉をよく耳にする。実際、様々な場面で大学改革が求められている。例えば、文部科学省の「高等教育・研究改革イニシアティブ（柴山イニシアティブ）」¹、日本経済団体連合会の「今後のわが国の大学改革のあり方に関する提言」²等、官民を問わず大学改革の必要性を訴えている。こうした状況を鑑みると、高等教育機関（以下、「大学等」という。）が、社会、環境、社会の潮流等の状況に適応しながら改革を行うことは、もとより必要要件である。

では、多種多様な情報や価値観で溢れている現代社会において、大学等は何をどのように改革すべきなのか。異なる利害を持つ関係者が議論し、その結果最適な解を組織として意思決定することが必要になる。

日本の大学等においては、国立大学法人法³で規定している経営協議会や教育研究評議会、私立学校法⁴で規定している理事会や評議員会等が組織の最高意思決定機関として重要事項を審議・決議しているのが大半である。最高意思決定機関が重要事項を審議・決議する場合、それぞれの大学等の定款に定められるところによるが、多くがその組織に所属する教職員の代表、外部の学識経験者、企業経営者等、組織・学術・経営分野における有識者によって構成されている。

2017年当時学校法人の運営に関する事務に携わっていた筆者は、北欧の大学等では学生が意思決定の場に参加しているという事実を知り、次の疑問を抱いた。「日本では、教育・研究の受け手である学生が、組織の最高の意思決定の場に参加している大学等はあるだろうか。このような場に学生が参加する必要はないか。また、学生の声や要望をどのように反映しているのか。」これが本調査の実施に至った直接の動機である。

組織の最高意思決定の場に学生が参加している北欧諸国の大学等においては、どのように意思決定が行われているのか。学生は意思決定への関与をどう考えているのか。彼らはどのような経緯で意思決定の場に参加しているのか。学生の声や要望は、意思決定に影響を及ぼしているのか。

本稿では、「北欧諸国の高等教育機関における意思決定と学生の役割」をテーマに、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、デンマークの大学等における意思決定の仕組み、いわゆるガバナンスについて検証する。調査は、（i）北欧諸国における大学等の制度面についての文献・インターネット調査、及び（ii）実際に学生代表として、大学等の最高意思決定機関への参加を

¹ 文部科学省 https://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/02/01/1413322.pdf

² 一般社団法人 日本経済団体連合会 https://www.keidanren.or.jp/policy/2018/051_honbun.pdf

³ 電子政府の総合窓口「e-Gov」 https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=415AC0000000112#G (2019年9月21日アクセス)

⁴ 電子政府の総合窓口「e-Gov」 https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=324AC0000000270 (2019年9月21日アクセス)

経験した学生へのインタビュー調査、の手法で行う。特に、実際に学生代表として、最高意思決定機関に参加した学生へのインタビューを通して、その場に参加する背景・意義について探るとともに、日本の大学等において適用する場合の留意点についての考察を行う。

2. スウェーデン

(1) 高等教育の改革

スウェーデンには2018年5月時点で大学等と定義されている機関が48ある⁵。スウェーデンの大学等のガバナンスにおいて大きな影響を及ぼした出来事は、1993年に施行された新高等教育法による抜本的な大学改革である。この改革により、中央集権的であった学校教育制度を見直し、それぞれの自治を拡大し、研究や教育に関する意思決定の多くを大学等で独自に行うことが可能になった(Fritzell,1998)⁶。

(2) 管理ボードの概要

授業料を徴収しないスウェーデン(2011年7月31日以降に大学等から提供されるプログラムにおいて、欧州経済領域(EEA)及びスイス国籍以外の学生に対しては出願料及び授業料が徴収されることとなった⁷)では、各教育機関が国と教育業務契約を締結し、その契約に基づいて受け取る政府交付金が大学運営の基盤となっている。

そうした背景により、意思決定の最高機関となる管理ボード(評議会や協議会)の議決権を持つ多数派の構成員と学長は政府によって任命される(伊藤,1996)⁸。では、組織における重要事項を審議し、意思決定を行う管理ボードとはどのような機関であるか。

スウェーデンの法律(高等教育法)⁹には、管理ボードが担う役割として、「組織としての重要事項を決定する」と規定されている。つまり、実質的な教育機関としての最高意思決定機関といえる。では、その最高意思決定機関である管理ボードの構成員はどのようなになっているのか。

⁵ List of Higher Education Institutions in Sweden (Swedish Higher Education Authority (UKÄ)) <https://english.uka.se/facts-about-higher-education/higher-education-institutions-heis/list-of-higher-education-institutions-in-sweden.html> (2019年9月22日アクセス)

⁶ Ann Fritzell 「The Current Swedish Model of University Governance Background and Description」 <https://www.uka.se/download/18.12f25798156a345894e2d65/1487841932121/9810S.pdf> (2019年9月22日アクセス)

⁷ Ordinance on application fees and tuition fees at higher education institutions (Swedish Council for Higher Education) <https://www.uhr.se/en/start/laws-and-regulations/Laws-and-regulations/Ordinance-on-application-fees-and-tuition-fees-at-higher-education-institutions/> (2019年9月28日アクセス)

⁸ 伊藤 正純 「90年代のスウェーデンの教育改革」 https://www.jstage.jst.go.jp/article/jasep/3/0/3_KJ00009272067/pdf-char/ja (2019年10月12日アクセス)

⁹ The Higher Education Ordinance (Swedish Council for Higher Education) <https://www.uhr.se/en/start/laws-and-regulations/Laws-and-regulations/The-Higher-Education-Ordinance/> (2019年10月12日アクセス)

規程には、「原則として議長とその他 14 人の構成員からなる」と記されており、その構成員には副学長、教員の代表者、学生の代表者が含まれている。

(3) 意思決定における学生の役割

前述のとおり、大学等の財源の大部分が公的資金である政府交付金であることを鑑みると、政府に任命された者が構成員となることは妥当と思われる。また、有識者で、教育を提供し研究を行う教員の意見を反映するということは必要であろう。そして、教育を受ける学生がその組織の最高意思決定機関に加わることは、利用者としての声、改善点や要望事項を直接伝えるという観点から理にかなっている。このように、スウェーデンの大学等では、多くの利害関係者が最高の意思決定の場に参加する仕組みが構築されている。

(4) 学生組合の役割

大学等の管理ボードに参加する学生代表は、一般的に各教育機関にある学生組合から選出された学生である。ではその学生組合とはどのような組織なのか。スウェーデン高等教育評議員会によると、「学生組合は学生にとって重要な問題について学生に代わって活動する独立した組織」と定義されており、学生への影響、平等、教育の質、学生寮等の事項を扱うとしている¹⁰。また、学生組合は会員に対して会費の支払いを求めており、組合によって異なるが各学期の開始時に 50~350 SEK（日本円で約 600~4,000 円）を徴収している¹¹。学生組合への加入は学生個人の判断に委ねられており、必須ではない。

(5) 学生による大学運営への関与

スウェーデンにおいては、一部（特定）の学生を除き、基本的に学生は大学等から無償で教育を受けている。つまり、大学等は学生を含む国民が納めている税金によって運営されており、納税者でもある学生が大学の活動において税金が適正に使用されているかを監視し、必要に応じて改善を促すことは、学生の権利であると同時に、責任でもあるといえる。その権利を行使して責任を果たす仕組みがスウェーデンでは構築されている。学生は学生組合に参加し、必要な諸手続きを経て代表として選出され、大学等の最高意思決定機関である管理ボードに参加し、意見を述べることができる。

¹⁰ Student unions (Swedish Council for Higher Education) <https://www.studera.nu/startpage/student-life/life-of-a-student/student-unions/> (2019年10月5日アクセス)

¹¹ Social Life (Studyinsweden.se) <https://studyinsweden.se/life-in-sweden/social-life/> (2019年10月12日アクセス)

(6) 学生組合の現状

本稿では、スウェーデン最大の学生組合といわれているストックホルム大学学生組合を例として取り上げる。

同学生組合の目的は、大学が提供する教育・社会コミュニティの発展に寄与し、会員が組合から利益を享受することである¹²。会員になるには、学期ごとに 125 SEK（日本円で約 1,500 円）、または年間 240 SEK（日本円で約 2,800 円）の会費を支払う必要がある。入会には、会費の支払義務があるにもかかわらず、約 15,000 人も学生が会員となっている。ストックホルムの総合大学で最大規模のストックホルム大学の学生数は 33,000 人¹³であるので、半数弱の学生が同学生組合に所属していることになる。

会員になると、ストックホルム大学の学生であり、学生組合の会員であることを証明するキャンパスカードが発行される。そのカードで、大学内の一部の商店で割引を受けることができ、公共交通機関等の各種学生割引を利用することができる。金銭的なメリットのために組合に属する学生は、少なからずいるかもしれないが、学生として大学の発展に関与する権利を認識し、運営に参加することができる。

つまり、スウェーデンでは、国として大学等の意思決定に学生が加わることを義務付けており、大学等の運営の意思決定に、学生が積極的に関与できる環境が構築されている。

(7) 学生代表へのインタビュー

学生代表としてストックホルム大学の管理ボードに参加している Ms. Sofia Holmdahl にインタビューを行った。

(インタビュー実施日：2020年1月14日)



Ms. Sofia Holmdahl

なぜ学生組合に加入したのか

労働者にとっての労働組合、そして大学における学生組合、この 2 つは社会における重要な要素だと考える。そもそも組合においては参加者が団結することが重要であり、その一翼を担いたいという思いから加入した。

¹² About Us (Stockholms universitets studentkår) <https://sus.su.se/en/organization> (2019年10月12日アクセス)

¹³ Facts in numbers 2018 (Stockholm University) <https://www.su.se/english/about/facts-figures/the-university-in-figures> (2019年10月12日アクセス)

なぜ大学の管理ボードの学生代表に立候補したのか

学生組合での活動や参加していた学生議会での経験から、大学の運営に興味を持つようになった。また、大学では何が話し合わせ、どのように意思決定がされているのかを知ることで、今後の自分の行動や考えにプラスになると考え立候補した。

大学の管理ボードに学生が参加することは重要か

学生がいかなる意思決定の場にも参加することは、全ての大学関係者に最大の利益をもたらすことができると確信している。大学は学生や多くの人が日常的に過ごす場所なので、学生の参加は不可欠である。

なぜ学生は学生組合に加入するのか

学生組合に加入することにより、権利の取得、コミュニティへの参画、利益の享受が可能となる。学生組合が提供する学生寮や公共交通機関の割引を理由に加入する学生もいれば、意思決定の場に参加し大学運営の一部を担うため、またはその代表者を選ぶ選挙の投票権を得るために加入する学生もいると思われる。

管理ボードの学生代表はどのように選ばれるのか

ストックホルム大学には学生で構成された政治団体がある。学生組合には評議員会が 41 議席あり、これを各政治団体が選挙で争うことになる。その後、評議員会で学生組合の役員を選出し、学生組合の代表と副代表が学生代表として大学の管理ボードに参加することになる。

学生組合の運営費はどのように管理しているのか

学生組合の運営費は、学生からの会費だけでなく、大学や州からの補助金に加え、その他の収入源がいくつかある。学生組合を運営するためにフルタイム・パートタイムを含め約 25 人の学生が働いており、それらの学生は学生組合から報酬を受け取っている。また、管理ボードに参加している学生代表を含め、大学の意思決定機関や委員会に参加している学生は、大学から報酬を受け取っている。

3. ノルウェー

(1) 高等教育の質保証の仕組み

ノルウェーには州が管理している10の総合大学、カレッジが6、理工系大学が5あり、その他政府から支援を受けている高等教育を提供する機関が15ある¹⁴。カレッジは、総合大学に比べてより職業に直結したプログラムを提供する教育機関である。

ノルウェーの高等教育は2003年に実施された国家的な改革により、「ボローニャ宣言」で提唱された改革内容を実行し、「ボローニャ・プロセス」¹⁵の目標を達成してきた¹⁶。「ボローニャ宣言」は、1999年に欧州19か国の教育大臣によって署名された教育改革で、「ボローニャ・プロセス」は、2年ごとにその進捗状況のフォローアップを行うものである。

ノルウェーは、高等教育における質を保証するために、教育研究省の下に、The Norwegian Agency for Quality Assurance in Education (NOKUT) を創設した。大学等の設置や新規プログラムの開設の認定、質保証制度の評価、海外で受けた教育に対する認定等を行っている。NOKUTは独立した機関であるため、教育研究省がその認定内容に影響を及ぼすことはできない¹⁷。このように、ノルウェーでは、高等教育の質の保証のために、省の下に、実務を担う独立した政府機関を設置している。

(2) 組織における意思決定

NOKUTは各教育機関が構築した内部の質保証制度を評価する機関であり、大学等は基準となる枠組みの中で質保証のための方策を構築し、差別化のための特色を考案することができる。つまり、どのような魅力的な教育を提供し、状況に応じてそれをどのように改善していくかは、各大学等の教育機関に委ねられている。

次に、各大学では組織としての方向性や新たな取組に対する最終的な判断、意思決定はどのように行われているのか。

ノルウェーの法律¹⁸では、「公立及び私立の大学等の管理ボードが組織の最高意思決定機関」

¹⁴ Universities and University Colleges (SGovernment.no) <https://www.regjeringen.no/en/dep/kd/organisation/kunnskap/sdepartementets-etater-og-virksomheter/Subordinate-agencies-2/state-run-universities-and-university-co/id434505/> (2019年10月19日アクセス)

¹⁵ 欧州における高等教育に関する動向について(中央教育審議会大学分科会) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/003/gijiroku/04072001/012.htm (2019年10月19日アクセス)

¹⁶ Higher education system (STUDY IN NORWAY) <https://www.studyinnorway.no/study-in-norway/higher-education-system> (2019年10月19日アクセス)

¹⁷ Regulations concerning Quality Assurance and Quality Development in Higher Education and Tertiary Vocational Education (Ministerial Regulations) https://www.nokut.no/siteassets/om-nokut/ministerial_regulations.pdf (2019年10月19日アクセス)

¹⁸ Act relating to universities and university colleges <https://app.uio.no/ub/ujur/oversatte-lover/data/lov-20050401-015-eng.pdf> (2019年10月19日アクセス)

と規定しており、公立においては、管理ボードの構成員は 11 人とし、学生から選出された代表者を 2 人、私立においては管理ボードの構成員を 5 人以上とし、構成員に教職員と学生の代表者を置くこととしている。

また、学生の権利として、「学生代表が組織のあらゆる意思決定・執行機関において少なくとも議席の 20%を占めること」と規定している。つまり、ノルウェーにおいても、スウェーデンと同様に学生が大学等の意思決定において、一定の役割を担う仕組みが構築されていることになる。

(3) 学生の権利

ノルウェーにおいても、スウェーデン同様大学等の管理ボードに学生の代表が参加している。法律では、「学生は学生の利益を保護するために学生組織を設立し、そこでまとめた意見を大学等の意思決定機関に提示する権利を有している」としている¹⁸。そのため、多くの大学等では学生によって組織された団体が複数あるが、その中で中心的な役割を果たす団体が、学生の意見を集約し所属機関の管理ボードに意見を提示するのが、一般的な流れである。

(4) 学生議会の構成

本稿では、ノルウェー最大規模の大学であるオスロ大学を例として取り上げる。オスロ大学では学生議会（The Student Parliament）が同大学における最高レベルの学生団体とされている¹⁹。学生議会は学生の権利を守り、学生の代表として同大学の運営部門や行政機関を含む公的機関とも協議することができる。学生議会は 35 人の代表者で構成されており、学生の選挙で 27 人が選出され、残りの 8 人は各学部を設置された学部学生議会で指名される。さらに学生議会の中から 5 人の執行委員会の委員が選出され、その 5 人がそれぞれ委員長、学習及び学習環境、コミュニケーション、管理ボード女性学生代表、管理ボード男性学生代表を担当する。これは、オスロ大学の学生議会に関する規程に規定されている²⁰。男女比率を意識してか、管理ボードに参加する学生代表を女性 1 人、男性 1 人と明記している。

学生議会は同大学から助成金を受け取っており、学生から会費等の徴収は行っていない。大学からの助成金は、組織の運営やイベントの開催等に利用されている。

19 Studentparlamentet Villa Eika <https://www.studentparlamentet.uio.no/english/> (2019年10月20日アクセス)

20 VEDTEKTER FOR STUDENTPARLAMENTET VED UIO (2019年3月19日学生議会採用) <https://www.studentparlamentet.uio.no/V%C3%A5r%20politikk/regelsamling/filer/vedtekter-for-studentparlamentet-ved-uio.pdf> (2019年10月20日)

(5) 学生代表へのインタビュー

学生代表としてオスロ大学の管理ボードに参加している Ms. Runa Kristine Fiske と Mr. Erlend Ditlefsen Aag にインタビューを行った。(インタビュー実施日：2019年11月20日)



Ms. Runa Kristine Fiske

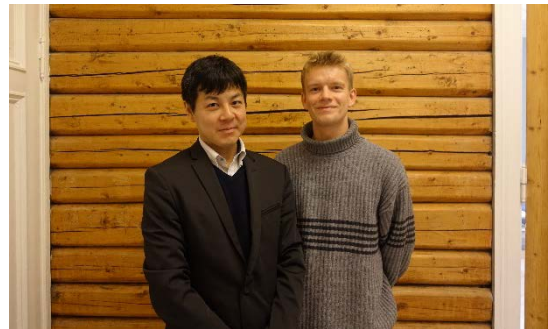
なぜ学生議会に参加したのか

(Fiske 氏)

学生議会に参加する前に、地方の政治団体に数年間所属していた。その政治団体のメンバーの数人がオスロ大学の学生議会にも所属しており、彼らから話を聞いて、興味を持った。

(Aag 氏)

大学に入学した当初は学生議会に参加することは考えていなかったが、友人の勧めで学部の学生議会に参加した。そこでの活動が楽しく、多くの経験を積み自分を成長させることができた。そのような経験から、大学の学生議会にも興味を持つようになった。



Mr. Erlend Ditlefsen Aag

なぜ大学の管理ボードの学生代表に立候補したのか

(Fiske 氏)

学生が抱える様々な問題を誰かが大学に伝え、理解してもらうべきであると考えていた。管理ボードの学生代表へ立候補する機会を得た時、当初は責務の重大さに躊躇したが、前学生代表に勇気付けられ、立候補することを決意した。

(Aag 氏)

学生として勉学や学生議会の活動に励んでいる中、何か新たな事に挑戦したいという思いを抱いた。そのような中で、学生の想いを実現させたいという気持ちを強く持つようになっていたところ、尊敬する人々からの推薦もあり、選挙への立候補を決断した。

大学の管理ボードに学生が参加することは重要か

(Fiske 氏)

学生は大学にとって重要な存在である。学生がいなければ、大学が成り立たなくなる。そのため、大学は学生を満足させ学生生活を充実させる必要がある。大学の管理ボードに学生が参加できなければ、大学の意思決定に学生が抱えている思いや考えが反映されなくなり、それはとても

深刻な問題である。

(Aag 氏)

大学はそのほとんどが学生で構成されているため、学生の声に耳を傾ける必要がある。そのため、管理ボードに学生が参加することはとても重要なことである。

学生の声が大学に反映されているのか

(Fiske 氏)

管理ボードの会議は学生でも躊躇することなく意見できる雰囲気であり、学生代表として大学の意思決定の議論に参加できている。私のような学生でも、日常的に学長に接することができ、良好な関係が築けている。このように、学生の声を伝えられる環境にある。

(Aag 氏)

学生議会には強い権限が与えられており、学長や管理ボードのメンバーとも対等かつ気軽に会話ができる環境にある。大学の運営に関与することは簡単なことではないが、学生の考えや提案が大学の運営の多くの点で受け入れられている。

管理ボードではどのような事項が議論されているのか

(Fiske 氏)

オスロ大学では学部にも多くの権限が与えられているため、管理ボードでは大学全体に係る事項や大学としての判断が必要な事項に関して議論が行われている。

(Aag 氏)

様々な事項が議論されているが、最近は今後 10 年の大学の戦略について多くの時間を割いている。管理ボードでの議題の多くは、ホームページ上で公開されている。

4. フィンランド

(1) 役割の明確化

フィンランドの教育におけるガバナンスの特徴は、地方分権を原則としている点や、教育制度における関係機関の役割が明確化されている点が挙げられる。役割分担として、フィンランド議会が教育制度に関する立法、財務、政策について決定を下す。それを受け、政府は教育文化省を設置し、州の予算に関連する全ての教育を監督、教育政策の立案と実施を担当する。フィンランド教育庁は教育文化省の下で活動する行政機関であり、政府が策定した政策を実施する役割を担

い、一般教育と幼児教育の中核的なカリキュラム、職業や能力に応じた資格要件の立案等を行っている。地域の評議員会は、自治体の権限の範囲内で教育プロジェクトの立案・実施を担い、州行政機関が現場の声である学生や生徒の意見や問題に対処し、法的な保護を促進している²¹。

(2) 高等教育機関の運営

フィンランドの高等教育機関は 13 の一般大学と 23 の応用科学大学（ポリテクニク）で構成されている²²。一般大学は教育・研究機関であるのに対し、応用科学大学は取得した知識や技術を実際の仕事として応用するための教育を提供している。大学は 2010 年の初頭から州による管理から分離され、独立した法人としての運営に切り替わったが、資金面においては政府に依存しており、大学予算の約 64%が政府からの直接資金である²³。

(3) 組織の意思決定機関

フィンランドの大学の運営、組織、財政等について規定しているのが大学法²⁴である。一部の財団が運営する財団大学（アールト大学²⁵等）を除き、公立の大学においては管理ボードを大学の最高意思決定機関としており、その構成員は教授、教育研究職員及び事務職員、そして学生の代表者で構成すると規定している。

また、応用科学大学では、運営に関する事項を規定しているポリテクニク法²⁶で、「応用科学大学は有限責任会社の形態の法人であり、会社法²⁷に準拠する」としている。そのため、法人としての最終的な意思決定は総会で行われるが、ポリテクニク法で、「管理ボードの役割として応用科学大学の主な目標、戦略、監督の原則を決定する」としており、組織としての重要事項を審議しているのは管理ボードである。

管理ボードは 7 人から 9 人で構成されることとなっており、そのうち 2 人が大学の組織から任命される必要があり、職員と学生がそれぞれ 1 人ずつ選出されることが規定されている。つまりフィンランドの大学等の意思決定においても、学生が関与できる仕組みが構築されているといえる。

(4) 管理ボードと大学コレギウム

フィンランドにおける大学等のガバナンスの例として、本稿では、フィンランド最古にして最

²¹ Finnish National Agency for Education 2019 <https://www.oph.fi/en/about-us/tasks> (2019 年 11 月 2 日アクセス)

²² Study in Finland 2018 <https://www.studyinfinland.fi/> (2019 年 11 月 2 日アクセス)

²³ European Union 1995-2014 <https://www.euroeducation.net/prof/finco.htm> (2019 年 11 月 2 日アクセス)

²⁴ Yliopistolaki (Finlex) <https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2009/20090558?search%5Btype%5D=pika&search%5Bpika%5D=ylioppilaskunta> (2019 年 11 月 2 日アクセス)

²⁵ Aalto University <https://www.aalto.fi/en> (2019 年 11 月 3 日アクセス)

²⁶ Ammattikorkeakoululaki (Finlex) <https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2014/20140932> (2019 年 11 月 3 日アクセス)

²⁷ Osakeyhtiölaki (Finlex) <https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2006/20060624> (2019 年 11 月 3 日アクセス)

大の大学であるヘルシンキ大学を取り上げる。ヘルシンキ大学においても、管理ボードを大学としての最高意思決定機関として位置付けており、構成員として学生代表が参加している。フィンランドの公立大学の特徴として、大学コレギウムの設置を義務付けており²⁴、そこで管理ボードの構成員の数や任期の決定を含む人事全般を所管している。大学コレギウムは大学の教授と教職員、学生の代表者で構成されている。

(5) 学生組合への加入

フィンランドでは全ての大学等において、学生組合が自治的であり、その地位が法律で保障されている²⁴。学生は学生組合に必ず加入する必要がある（博士課程学生、応用科学大学の学生を除く）、年会費は80~100 EURO（日本円で9,800~12,200円）²⁸となっている。学生は学生組合に加入することにより、様々なサービスを受けられることになる。

加入した学生は、管理ボード含め大学等のあらゆるレベルの意思決定の場に参加するだけでなく、様々な問題について学生の視点・意見を大学等に提供し、大学の発展に寄与することができる。また、各種学割や政府保証の学生ローン、住宅探しにおける支援等を受けられる²⁹。加えて、学生組合の会費には健康保険料が含まれており、Finnish Student Health Service (FSHS)³⁰が提供する医療サービスを受けられることもフィンランドにおける学生組合の特徴といえる。

しかし、この現行の学生組合が学生の健康保険料を会費と併せて徴収する仕組みは2021年から変更されることになっており、フィンランドの社会保障プログラムを担当する政府系機関「Kansaneläkelaitos」が、保険料の徴収から利用サービスの提供までの管理を行う予定である³¹。これにより学生組合に加入義務のない博士課程学生や応用科学大学の学生を含めた全ての学生が、FSHSが提供する医療サービスを受けられることになる。

(6) 学生組合の役割

ヘルシンキ大学の学生組合は、学生組織委員会、調査委員会、環境委員会等の8の委員会を設け³²、国際協力や学習環境、コミュニティ等の発展や改善について議論を行う。委員会で議論された事項が、意思決定の場に参加している学生の代表を通じて大学に伝えられる。学生代表は管理ボードのメンバーや大学の学長、副学長や教職員と定期的に面会し、大学の様々な問題に対し学生からの視点を提供し、大学の発展のために協働している。

²⁸ フィンランド大学・大学院留学ガイド (JASSO) http://ryugaku.jasso.go.jp/oversea_info/purpose/higher_edu/he_finland/ (2019年11月3日アクセス)

²⁹ NATIONAL UNION OF UNIVERSITY STUDENTS IN FINLAND <https://syl.fi/en/> (2019年11月3日アクセス)

³⁰ 2019. Ylioppilaidenterveydenhoitosäätiö (FSHS) <https://www.yths.fi/en/> (2019年11月3日アクセス)

³¹ FOREIGNER.FI <https://www.foreigner.fi/articulo/work-and-study/kela-will-charge-fee-to-students-for-medical-care/2019-0306142554001473.html> (2019年11月3日アクセス)

³² STUDENT UNION OF THE UNIVERSITY OF HELSINKI <https://hyy.fi/en/committees> (2019年11月3日アクセス)

(7) 学生代表へのインタビュー

学生代表としてヘルシンキ大学の管理ボードに参加している Mr. Antti Kähkönen にインタビューを行った。

(インタビュー実施日：2019年12月11日)



Mr. Antti Kähkönen

なぜ大学の管理ボードの学生代表に立候補したのか

ヘルシンキ大学の将来の発展に貢献したいと思い立候補した。学生代表として管理ボードに参加し成功を収めた学生の多くは、立候補前に、長期にわたり学生組合と大学の両方において重要な役割を担った実績がある。その実績が評価され、大学関係者から、私を含む関係した学生が立候補を勧められ、決断した。

大学の管理ボードに学生が参加することは重要か

大学は民主的に統治されるべきである。そのため、学生や教職員が管理ボードに参加し、大学の運営に携わることは重要なことである。学生や教職員が大学運営に携わらなければ、大学は自立しているとは言い難く、社会が求める新しい知識を享受し、充実した教育を受けるための大学環境の整備が困難になる。

管理ボードではどのような事項が議論されているのか

様々な事項を扱っているが、財政的な観点からの課題について議論することが多い。例えば、研究、教育、戦略、ガバナンス、品質管理、施設、子会社、資金調達、国政、及び EU の教育や研究政策等が挙げられる。

管理ボードの学生代表はどのように選ばれるのか

規程では、学生組合が学生代表を選出することとなっている。ヘルシンキ大学においては、60人の代表評議会が最終候補者から選出する。選考過程は、まず、各政治団体の学生の代表者で構成された準備委員会が、立候補者から提出された経歴書等の書類を審査し、面接を行う。その後、準備委員会によって選出された2人の候補者を代表評議会に推薦し、代表評議会にて承認する。学生組合の会員であれば、誰でも立候補することが可能である。

学生組合の運営費はどのように管理しているのか

フィンランドにある大学の学生組合は、大学からの補助金を受け取っていない。学生組合は大学と正當に、対等な立場で議論を行うために、独立した組織であるべきである。小規模の学生組合は学生から徴収した会費で賄っているが、ヘルシンキ大学のような大規模の学生組合は会費だけでなく、組合が運営する商店の収益金も運営費となっている。

5. デンマーク

(1) 高等教育の概要

デンマークには8の総合大学、14の単科大学（芸術、建築系）、8の特定分野に特化したカレッジ、10の実践的で専門性に特化した商業アカデミーがあり³³、専門職学士学位、学士学位、修士学位、博士学位が提供されている³⁴。

専門職学士学位では、最低3か月間の就業体験を含む1年半から2年半のプログラムを履修し、マーケティング、コンピューターサイエンス、化学、バイオテクノロジー等の分野がある。

学士学位は研究を基本として行われる学士課程と、看護師や教員、エンジニア等の実習と理論研究の他に、就業体験を含む専門職学士課程がある。また、建築やデザイン、アート等を対象にした芸術的研究を行う芸術学士課程、成人を対象に実習と理論研究プログラムを履修する学士単位履修課程がある³⁵。

デンマークの全ての公立大学の学費は、デンマーク、北欧諸国、EU加盟国の国民であれば無償となっている³⁶。大学の学費が無償であることは、北欧諸国においては珍しくはないが、デンマークの学生は、18歳の誕生日を迎えると社会的地位に関係なく、生活費の補助等の目的で、政府からの財政的援助を受けることができる³⁷。

(2) 意思決定への学生の参加

デンマークの大学等においては、運営の意思決定はどのように行われているか。デンマークの

³³ 日本学生支援機構（海外留学支援サイト）http://ryugaku.jasso.go.jp/oversea_info/purpose/higher_edu/he_denmark/#link_school（2019年11月16日アクセス）

³⁴ Study in Denmark（Danish Ministry of Higher Education and Science）<https://studyindenmark.dk/study-options/study-options/#Degree%20Programmes>（2019年11月16日アクセス）

³⁵ デンマークの保育・教育（北欧研究所）<https://note.mu/japanordic/n/n5532870be82b#oCqng>（2019年11月16日アクセス）

³⁶ 在日デンマーク日本国大使館（MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS OF DENMARK）<https://japan.um.dk/ja/infor-about-denmark/denmark/welfare-and-education/>（2019年11月16日アクセス）

³⁷ Statens Uddannelsesstøtte（Uddannelses- og Forskningsministeriet）<https://www.su.dk/forside>（2019年11月17日アクセス）

大学に関する法律（大学法）³⁸では、「管理ボードが大学の最高権威であり、大学全体に係る戦略を管理する」としている。また、「管理ボードが大学の実施する研究や提供する教育を保証し最終的な責任を負うこと」と規定し、いわば、組織の最高意思決定機関となっている。その管理ボードの構成員について法律では、「職員と学生と共同で決議を行うこととし、重要な決定事項への関与を保障すること」と明記している。つまり、学生の管理ボードへの参加を必須としている。また、高等教育専門学校に関する法律³⁹においても、「組織としての最高意思決定機関を管理ボードとし、その構成員に学生を参加させること」を規定している。デンマークにおいても、大学等の運営に係る意思決定において、学生が一定の役割を担っていることがわかる。

(3) 学生組合の概要

デンマークにある 8 つの総合大学全てに、学生の権利や利益のために活動する学生組合がある⁴⁰。多くの大学で学生は入学と同時に学生組合の会員となり、学生組合が提供するサービスを受けることができ、会費も徴収していない。しかし、デンマーク工科大学の学生組合⁴¹のように、学生のための様々なイベントを企画し、独自のサービスを提供するために会費を徴収している組合もあり、学生組合によって運営方法が異なっている。

(4) 学生組合の活動

本稿では、同国で最も歴史があるコペンハーゲン大学の学生組合を例として取り上げる。コペンハーゲン大学の学生組合は、所属する全学生の代表として、社会の発展、学術品質の向上、政治的諸問題の改善の観点に立ち、大学に意見や提案を行い、大学の意思決定に関与する活動を行っている⁴²。

毎年選挙が行われ、大学が設置した意思決定機関や各種委員会に参加する学生が選出される。これらに参加する学生は 150 人以上で、最高意思決定機関である管理ボードだけでなく、カリキュラムの開発や教育・試験の質向上に取り組む学習委員会や研究委員会、学部の教育・研究、及び教員の雇用に関する事項を扱う学部評議会等に参加する。大学に所属する全ての学生が投票権を持っている。

学生組合は、大学や教員に対して影響を与える団体や活動に対し支援を行っており、活動に関する相談を受け付け、助言を与えるだけでなく、会議室の貸与や財政的な支援を行っている。ま

³⁸ The Danish Act on Universities (The University Act) (2011) (Ministry of Higher Education and Science) <https://ufm.dk/en/legislation/prevaling-laws-and-regulations/education/files/the-danish-university-act.pdf> (2019年11月17日アクセス)

³⁹ Bekendtgørelse af lov om professionshøjskoler for videregående uddannelser (Uddannelses- og Forskningsministeriet) <https://www.retsinformation.dk/pdfPrint.aspx?id=198414> (2019年11月17日アクセス)

⁴⁰ StudyCPH (Student Councils) <http://studycph.dk/study/student-councils/> (2019年11月17日アクセス)

⁴¹ Polyteknisk Forenings (Technical University of Denmark) <https://www.ptf.dk/en/> (2019年11月17日アクセス)

⁴² Studenterrådet ved Københavns Universitet <https://www.srku.dk/> (2019年11月17日アクセス)

た、新入学生に対しては、学生生活に関する情報の提供や、大学の教員と会話する場を盛り込んだイベントを開催する等、大学での学習・生活を円滑に始めるための支援も行っている。

(5) 学生代表へのインタビュー

学生代表としてコペンハーゲン大学の管理ボードに参加している Ms. Ida Karoline Bach Jensen にインタビューを行った。

(インタビュー実施日：2020年1月3日)



Ms. Ida Karoline Bach Jensen

なぜ学生組合の活動に参加したのか

入学当時、大学は規模が大きく、先生やスタッフの数が多く、授業や学生生活について誰にどのように相談すればよいかがわからなかった。高校であれば担任の先生がいたので、何かあれば担任の先生に相談できた。そのような経験から大学の環境の改善に興味を持つようになり、学生の声や要望を大学に伝える活動に参加するようになった。

なぜ大学の管理ボードの学生代表に立候補したのか

学生組合の役員会メンバーを担当していた時に、他のメンバーから管理ボードの学生代表に興味がないかと問われた。以前から興味があり、機会があれば立候補したいと考えていたので、すぐに立候補した。

管理ボードの学生代表はどのように選ばれるのか

管理ボードの学生代表は、選挙で選出される。選挙では全ての学生に選挙権が与えられる。一般的には、学生組合の幹部会にて主要な候補者を選出し、選挙を経て学生代表となるが、選挙には幹部会で選出された学生以外の学生も立候補できる。自身が選挙に立候補した際も複数の候補者がいて、一定数の票を得ていた。

大学の管理ボードに学生が参加することは重要か

学生が管理ボードに参加することは、非常に重要なことだと考えている。学生組合はしっかりと組織化されており、学生の声や要望をまとめ、管理ボードで伝えている。そのようにして伝えられた学生の声や要望は、大学運営に着実に反映されている。

学生組合はどのように組織化されているか

全ての学生は入学と同時に学生組合の会員となる。学生組合には幹部会と役員会がある。幹部会は学生組合の総会や学部にある学生団体から選ばれた 35 人の学生で構成されており、毎月 1 度会合を開いている。役員会は、幹部会で選出された 7 人の学生で構成されており、その 7 人の内の 1 人が学生組合の代表となる。

管理ボードではどのような事項が議論されているのか

大学の財政や戦略、評価について議論している。その他、学長や副学長、大学の管理者の人事全般を担っている。管理ボードは大学の最高権威であり、その責務は教育・研究機関としての利益を保護することである。

学生組合の運営費はどのように管理しているのか

学生組合は会員から会費を徴収していない。管理ボードや大学内での議会に参加している学生は、大学から報酬を受け取ることができる。しかし、それらの報酬は、学生組合の運営費に充てられるのが慣例となっている。

6. 考察

本稿において、北欧 4 か国の大学等における意思決定の仕組みについて、調査・インタビューを行った。その結果、4 か国全てにおいて、組織の最高意思決定機関に学生が参加していることが明らかになった。

管理ボードに参加している学生代表は、選挙を経て選出されており、その責務を果たすことで管理ボードの他のメンバーと同様に大学から報酬を受け取っている。ガバナンスとして、学生の役割を明確にしており、その管理システムも公平性・公明性を担保している。これによって、改革を推進し、最終的に決断を下す際に、学生の意見を反映できる仕組みを組織として確立している。

インタビューの結果、学生側も組織の最高意思決定機関である管理ボードに参加する必要があると考えていることが明らかになった。提供される教育・研究を受けるのは学生であるため、彼らの声や要望を考慮して大学運営に関する議論を行うことは重要であると考えられる。

また、大学等は学生が組織する団体に一定の自治権を認め、政治的な活動を認めている。国によってその様態は異なるが、学生組合を含む様々な学生団体が大学等内に存在している。例えば、

改革派や保守派、国際派等、同じ思想を持つ学生によって組織された政治的団体や、大学側と議論する場としての委員会や学部の議会等に参画し、自らの考えや意見を大学運営、大学改革に反映すべく活動している。

インタビューの中で、全ての学生代表から、大学側と良好な関係を築けており、気軽にコミュニケーションを図ることができるとの回答があった。また、管理ボードのミーティングにおいても自由な発言や積極的な議論への参加が可能な環境があり、関係者全員が大学をより魅力的な場にするために議論し活動していると感じている点が、印象的であった。

教職員や経営者が集う管理ボードに学生が参加するという事は、筆者にとっては予想できなかったことであったが、仕組みとして目的を果たすべく機能していることが確認できたといえる。

一方で課題も散見された。学生が組織の意思決定に関与できる仕組みが構築されている北欧諸国の大学等であるが、学生の参加率が課題となっている。多くの学生が組織の運営、意思決定に学生が関与する必要があると考えているが、学生の声や要望を大学等に伝える窓口となる学生団体の代表者を決める選挙の投票率は決して高いものではない（ストックホルム大学：約 20%、オスロ大学：約 15%、ヘルシンキ大学：約 30%、コペンハーゲン大学：約 20%）⁴³。このため、入学時に新生生に対し学生団体の活動を紹介する場の設置や、SNS 等を利用して様々な情報を発信する等、学生団体の活動への参加・協力を呼び掛けるなどの取組が行われている。

全学生の意見をまとめ、大学運営に反映することは容易ではない。また、大学にとっては学生の声だけでなく、国の政策や社会情勢等を勘案し、大学運営を行わなければならない。大学等において、一定の自治権を認めた学生団体を設立し、学生の代表が管理ボードに参加する北欧諸国の仕組みは、学生が彼らの意見や要望がある程度反映されていると感じていることを考慮すると、一定の成果をあげているといえる。このことが 1 国の事例ではなく、北欧 4 か国において同様の仕組みを採用していることを鑑みると、日本を含めた他の国においても適用できる可能性があると考えられる。

7. おわりに

(1) 大学改革の実施

改革を行うに当たり、組織として重要な決定を行う際、多くの情報や様々な意見を勘案して行うのが現代社会における一般的な手法ではないだろうか。そうであれば、組織の大部分を構成し、

⁴³ インタビュー時に取得した情報。諸条件が異なるが、参考のための指標として記載。
※本稿での円換算表記は、2020 年 2 月 1 日時点のレートを適用した概算の金額である。

組織が提供するサービスを受ける利用者の意見を聞く、組織としての意思決定の場に利用者が参加することは、組織の発展において意義があることと思われる。実際に北欧諸国の大学等においては、利用者である学生が組織の意思決定に携わり、改革・改善を行っている。

本稿の冒頭で触れたように、日本で「大学改革」を行うためにはどうすればよいのだろうか。明確な答えを見つけるのは難しいが、北欧諸国の高等教育の意思決定システムのように、教育・研究の提供者とその利用者が同じテーブルに座り、議論を重ね、意思決定を行う。学生が大学等の運営に積極的に関与できる環境を構築することは、利用者である学生にとってある程度の納得・満足が得られることのように思われる。また、学生は学生であると同時に、納税者・学費納入者でもある。そのため、運営者やサービス提供者と議論できることは必要な権利であるとも考えられる。

(2) 日本での適用の可能性

日本においてはどうか。一般的に、在学生の問題や要望に対して、各大学等は相談窓口を開設して対応しているケースが多い。個々の学生が抱えている問題や要望に対し、大学側が個別に対応し必要な措置を講じる仕組みは存在する。しかし、学習環境や学費、戦略等に関する学生の考えや意見を聞くという観点からは、改善の余地があるのではないかと。

大学等は受動的ではなく、能動的に学生に耳を傾ける体制が必要であり、学生が自身の意見をまとめ、的確に運営側に伝えることができる環境・仕組みの構築が、大学改革の一翼を担うことができると考える。その際に北欧で実施されている管理ボードの機能や役割が1つの示唆を与えてくれるのではないだろうか。

社会が必要としている高等教育、大学ランキング等の国際競争に適応した大学の構築に加え、所属する学生の満足、学生が望む教育・研究の実現を考えた時、高等教育機関の意思決定の場に学生が参加することは意義深いことである。

8. 謝辞

この2年間の国際学術交流研修での出会い、学び、経験はとても貴重なものでした。研究者ネットワーク形成支援、JSPS 同窓会活動、合同学術セミナー、フェローシップ等携わった全てが学術の振興、科学技術の発展に繋がっており、私にとって掛け替えのないものでした。

2020年4月に東京理科大学に復帰した際には、2年間の研修の成果と本調査で得られた知見を業務に還元できるように取り組む所存です。

本稿作成にあたり、インタビューを引き受け御協力くださった皆様、大学関係者の皆様に御礼申し上げます。研修の機会を与えてくださった日本学術振興会の皆様、本研修を支えてくださった東京理科大学の皆様、研修中お世話になりました津本忠治 センター長、豊嶋美穂子 課長代理、吉原誉夫 副センター長、内藤佳奈 国際協力員、吉中真優 国際協力員に心より感謝申し上げます。

参考文献及び URL

- Aalto University <https://www.aalto.fi/en> (2019年11月3日アクセス)
- About Us (Stockholms universitets studentkår) <https://sus.su.se/en/organization> (2019年10月5日アクセス)
- Act relating to universities and university colleges <https://app.uio.no/ub/ujur/oversatte-lover/data/lov-20050401-015-eng.pdf> (2019年10月19日アクセス)
- Ammattikorkeakoululaki (Finlex) <https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2014/20140932> (2019年11月3日アクセス)
- Ann Fritzell 「The Current Swedish Model of University Governance Background and Description」 <https://www.uka.se/download/18.12f25798156a345894e2d65/1487841932121/9810S.pdf> (2019年9月22日)
- Bekendtgørelse af lov om professionshøjskoler for videregående uddannelser (Uddannelses- og Forskningsministeriet) <https://www.retsinformation.dk/pdfPrint.aspx?id=198414> (2019年11月17日アクセス)
- European Union 1995-2014 <https://www.euroeducation.net/prof/finco.htm> (2019年11月2日アクセス)
- Facts in numbers 2018 (Stockholm University) <https://www.su.se/english/about/facts-figures/the-university-in-figures> (2019年10月5日アクセス)
- Finnish National Agency for Education 2019 <https://www.oph.fi/en/about-us/tasks> (2019年11月2日アクセス)
- FOREIGNER.FI <https://www.foreigner.fi/articulo/work-and-study/kela-will-charge-fee-to-students-for-medical-care/2019-0306142554001473.html> (2019年11月3日アクセス)
- Higher education system (STUDY IN NORWAY) <https://www.studyinnorway.no/study-in-norway/higher-education-system> (2019年10月19日アクセス)
- List of Higher Education Institutions in Sweden (Swedish Higher Education Authority (UKÄ)) <https://english.uka.se/facts-about-higher-education/higher-education-institutions-heis/list-of-higher-education-institutions-in-sweden.html> (2019年9月22日アクセス)
- NATIONAL UNION OF UNIVERSITY STUDENTS IN FINLAND <https://syl.fi/en/> (2019年11月3日アクセス)
- Ordinance on application fees and tuition fees at higher education institutions (Swedish Council for Higher Education) <https://www.uhr.se/en/start/laws-and-regulations/Laws-and-regulations/Ordinance-on-application-fees-and->

- [tuition-fees-at-higher-education-institutions/](#) (2019年9月28日アクセス)
- Osakeyhtiölaki (Finlex) <https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2006/20060624> (2019年11月3日アクセス)
 - Polyteknisk Forening (Technical University of Denmark) <https://www.ptd.dk/en/> (2019年11月17日アクセス)
 - Regulations concerning Quality Assurance and Quality Development in Higher Education and Tertiary Vocational Education (Ministerial Regulations) https://www.nokut.no/siteassets/om-nokut/ministerial_regulations.pdf
(2019年10月19日アクセス)
 - Statens Uddannelsesstøtte (Uddannelses- og Forskningsministeriet) <https://www.su.dk/forside>
(2019年11月17日アクセス)
 - Social Life (Studyinsweden.se) <https://studyinsweden.se/life-in-sweden/social-life/> (2019年10月5日アクセス)
 - Studenterrådet ved Københavns Universitet <https://www.srku.dk/> (2019年11月17日アクセス)
 - Studentparlamentet Villa Eika <https://www.studentparlamentet.uio.no/english/> (2019年10月20日アクセス)
 - STUDENT UNION OF THE UNIVERSITY OF HELSINKI <https://hyy.fi/en/committees> (2019年11月3日アクセス)
 - Student unions (Swedish Council for Higher Education) <https://www.studera.nu/startpage/student-life/life-of-a-student/student-unions/> (2019年10月5日アクセス)
 - StudyCPH (Student Councils) <http://studycph.dk/study/student-councils/> (2019年11月17日アクセス)
 - Study in Denmark (Danish Ministry of Higher Education and Science) <https://studyindenmark.dk/study-options/study-options#Degree%20Programmes> (2019年11月16日アクセス)
 - Study in Finland 2018 <https://www.studyinfinland.fi/> (2019年11月2日アクセス)
 - The Higher Education Ordinance (Swedish Council for Higher Education) <https://www.uhr.se/en/start/laws-and-regulations/Laws-and-regulations/The-Higher-Education-Ordinance/> (2019年10月12日アクセス)
 - Universities and University Colleges (SGovernment.no) <https://www.regjeringen.no/en/dep/kd/organisation/kunnskapsdepartementets-etater-og-virksomheter/Subordinate-agencies-2/state-run-universities-and-university-co/id434505/>
(2019年10月19日アクセス)
 - VEDTEKTER FOR STUDENTPARLAMENTET VED UIO (2019年3月19日学生議会採用) <https://www.studentparlamentet.uio.no/V%C3%A5r%20politikk/regelsamling/filer/vedtekter-for-studentparlamentet-ved-uio.pdf>

(2019年10月20日アクセス)

- Yliopistolaki (Finlex) <https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2009/20090558?search%5Btype%5D=pika&search%5Bpika%5D=ylioppilaskunta> (2019年11月2日アクセス)
- 一般社団法人 日本経済団体連合会 <https://www.keidanren.or.jp/policy/2018/051.html> (2019年9月21日アクセス)
- 伊藤 正純「90年代のスウェーデンの教育改革」https://www.jstage.jst.go.jp/article/jasep/3/0/3_KJ00009272067/article-ch/ar/ja/ (2019年10月12日アクセス)
- 欧州における高等教育に関する動向について (中央教育審議会大学分科会) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/c_hukyo4/003/gijiroku/04072001/012.htm (2019年10月19日アクセス)
- 在日デンマーク日本国大使館 (MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS OF DENMARK) <https://japan.um.dk/ja/infor-about-denmark/denmark/welfare-and-education/> (2019年11月16日アクセス)
- 電子政府の総合窓口「e-Gov」https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=415AC000000112#G (2019年9月21日)
- 電子政府の総合窓口「e-Gov」https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=324AC0000000270 (2019年9月21日)
- デンマークの保育・教育 (北欧研究所) <https://note.mu/japanordic/n/n5532870be82b#oCqng> (2019年11月16日アクセス)
- 日本学生支援機構 (海外留学支援サイト) http://ryugaku.jasso.go.jp/oversea_info/purpose/higher_edu/he_denmark/#link_school (2019年11月16日アクセス)
- フィンランド 大学・大学院留学ガイド (JASSO) http://ryugaku.jasso.go.jp/oversea_info/purpose/higher_edu/he_finland/ (2019年11月3日アクセス)
- 文部科学省 http://www.mext.go.jp/a_menu/other/1413322.htm (2019年9月21日アクセス)
- 2019. Ylioppilaidenterveydenhoitosäätiö (FSHS) <https://www.yths.fi/en/> (2019年11月3日アクセス)